

社会福祉法人筑南会

身体拘束等の適正化のための指針

令和7年7月

1 基本的考え方

社会福祉法人筑南会は、指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準第11条4項に定められている「指定介護老人福祉施設は、指定介護老人福祉施設サービスの提供にあたっては、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入所者の行動を制限する行為を行ってはならない。」ことを受けて、利用者の人権を尊重するとともに、日常生活のケアの充実を図り、生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、「身体拘束のない介護」を目指すものとする。

2 身体拘束廃止委員会の設置、運営

(1) 任務

利用者の人間としての尊厳と固有の生き方を尊重し、安全かつ健全な生活を推進するため、介護職員、看護職員だけでなく、施設全体、法人全体で取り組む。

問題行動に対し原因を究明し、身体拘束を必要としない介護について検討し、現場に提案を行う。

「緊急やむを得ない場合」について、その判断を複数の職員で行い、記録や本人家族への説明等が適切に行われているか等確認をする。

(2) 組織

① 各事業所各部署において、身体拘束廃止委員（担当者）を決め、各部署のサービス担当者会議等で、身体拘束を必要としない介護やまた「緊急やむを得ない場合」についての検討の提案を積極的に行う。

② 法人の各事業所での取り組み状況の確認、交流のために身体拘束廃止委員会を3か月に1回開催する。

③ 委員会の責任者は施設長とし、ほかに身体拘束の適正化に関する措置を適切に実施するための担当者を置く。担当者は生活相談員とする。

(3) 身体拘束廃止委員会の構成

施設長

事務長

各生活相談員

介護支援専門員

看護師

栄養士
介護主任
部署担当者

3 職員教育・研修

すべての職員に対し、身体的拘束等の適正化に関する教育及び研修を実施する。

- ① 定期的な教育・研修を年2回以上実施する。
 - ② 新人職員に対する身体拘束等の適正化のための研修を行う。
- その他、必要な教育・研修を実施する。

4 身体的拘束等発生時の対応に関する基本方針

(1) 緊急やむを得ず身体拘束を行う場合の要件を限定する。

- ① 切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命または身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと。
- ② 非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと。
- ③ 一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること。

(2) 「緊急やむを得ない場合」の判断は、各部署でのサービス担当者会議等できるだけ多くの職種の参加で検討することを原則とする。

5 身体的拘束等の報告方法等のための方策に関する基本方針

- (1) 利用者本人や家族に対して、身体拘束の内容、目的、理由、拘束時間、期間等をできる限り詳細に説明し、十分な理解を得るように務める。
- (2) 「緊急やむを得ない場合」には、その態様及び時間、その再の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録する。
- (3) 身体拘束廃止委員会等に於いて経過を報告し、検証する。

6 入所者等に対する当該指針の閲覧について

当指針は、入居者及びご家族がいつでも施設内にて閲覧ができるようにするとともに、ホームページ上で公表します。

7 その他身体拘束等の適正化の推進のために必要な基本方針

利用者の意思に反し、以下のような形態を用いて行動を制限し、身体を拘束することを必要としない介護の実現をめざす。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに大幹、四肢を紐等で縛る。
 - ⇒ 徘徊をする理由・原因を究明し、対応策をとる。
 - ⇒ 転倒しても、骨折、ケガをしないような環境づくりをする。

- ⇒ スキンシップを図る、見守り強化、工夫等常に関心を寄せる。
- ② 転落しないように、ベッドに大幹や四肢を紐等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵（サイドレール）で囲む。
 - ⇒ 動きの多い時間帯やその理由を究明し、対応策をとる。
 - ⇒ バランス感覚の向上や筋力アップのための段階的リハビリに実施や、栄養状態の改善をはかることなどにより、全体的な自立支援を図る。
 - ⇒ ベッドから転落しても骨折や怪我をしないような環境を整える。
 - ⇒ 見守り強化、工夫等常に関心を寄せる。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢を紐等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
 - ⇒ 点滴・経管栄養に頼らず、経口摂取を検討する。
 - ⇒ 点滴・経管栄養を行う時間、場所、環境を選び、適切な設定をする。
 - ⇒ 菅やルートが利用者に見えないようにする。
 - ⇒ 皮膚を常に清潔にし、痒みや不快感を取り除く。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりにしないように、Y字抑制帯や腰ベルト、車いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
 - ⇒ 車いすでの長時間の座位を減らし、又アクティビティを工夫する。
 - ⇒ バランス感覚の向上や筋力アップのための段階的リハビリに実施や、栄養状態の改善をはかることなどにより、全体的な自立支援を図る。
 - ⇒ 立ち上がる原因や目的を究明し、それを除くようにする。
 - ⇒ 体に合った車椅子やいすを使用する。
 - ⇒ 職員の見守りやすい場所で過ごしてもらう。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣（つなぎ服）を着せる。
 - ⇒ おむつに頼らない排泄を目ざす。
 - ⇒ 脱衣、おむつはずしの原因や目的を究明し、取り除く。
 - ⇒ 痒みや不快感を取り除く。
 - ⇒ 見守りを強化するとともに、他に関心が向けられるように働きかける。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッドなどに大幹や四肢を紐等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑪ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。
 - ⇒ 迷惑行為や徘徊の原因や目的を究明し、取り除くようにする。
 - ⇒ 見守りを強化するとともに、他に関心が向けられるように働きかける。